

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

別表第一		改正後		改正前	
事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準	
カドミウム及びその化合物、一・二・ジクロロエタン	略	略	略	略	
シスー・ニージクロエチレン及びトランスー・ニージクロエチレン	○・〇〇四mg/ℓ以下であること。	○・〇〇四mg/ℓ以下であること。	○・〇〇二mg/ℓ以下であること。	○・〇〇二mg/ℓ以下であること。	
ジクロロメタン、フエノール類	略	略	略	略	
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○・五mg/ℓ以下であること。	三mg/ℓ以下であること。	○・五mg/ℓ以下であること。	五mg/ℓ以下であること。	

備考 (略)	味 ー ・ 三 ー ブ タ ジ エ ン	
	略	
		略

備考 (略)	味 ー ・ 三 ー ブ タ ジ エ ン	
	略	
		略